

市民館整備事業 概略工程 参考資料

H29.8.22 総務文教常任委員会資料

年	平成29年度												平成30年度												平成31年度												平成32年度																																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
耐震補強工事と改修工事	1	実施設計(体育ホール耐震改修工事+文化ホール耐震改修工事+吊天井耐震化工事+エレベーター設置工事)、地質調査																																																																						
	2													文化ホール耐震改修工事+吊天井耐震化工事																																																										
	3													エレベーター設置工事																																																										
	4																									体育ホール耐震改修工事																																														
	5																																					ロビーバリアフリー工事																																		
	6																									実施設計(客席椅子更新工事)																																														
	7																																					客席椅子更新工事																																		
	8																									トイレ改修工事																																														
	9																																					トイレ洋式化工事																																		
	10																																					文化ホールドア改修工事																																		
	11																																																	玄関ドア改修工事																						
	12																																																	屋上屋根防水工事																						
	13																																																													体育ホール床面一部補修工事										

文化ホール													利用停止																								利用停止																																			
体育ホール																									利用停止												利用停止												利用停止																							

市民館（小野田公民館）整備事業について

平成 29 年 7 月
山陽小野田市民館

1 市民館について

- ・ 体育ホール 昭和 45 年 11 月竣工（築 46 年）鉄筋コンクリート造
- ・ 文化ホール 昭和 48 年 11 月竣工（築 43 年）鉄筋コンクリート造
- ・ 小野田公民館と併設
- ・ 一次避難所として指定

2 市民館の耐震化等の方針

市民館について平成 28 年度に耐震診断調査を実施しました。

その結果、文化ホール側は Is 値が 0.09~1.73（目標値は 0.60）、q 値が 0.10~6.50（目標値は 1.00）と診断、体育ホール側は Is 値が 0.07~0.97（目標値は 0.60）、q 値が 0.37~4.62（目標値は 1.00）と診断され、耐震診断結果において『大地震時（震度 6 強以上）に崩壊する危険性が高い』となり、耐震補強が必要であると判断する。」と判定されました。

この結果を受け、耐震化の必要性和緊急性、早急な安全性の確保、施設の利便性の向上などを考慮した結果、文化ホール・体育ホールとも耐震改修工事を早急を実施し、あわせて設備等の改修工事も実施して利便性の向上を図り、施設の長寿命化を図ることといたします。

（Is 値；構造耐震指標といわれ、当該建築物に耐震性があるかないかを図る指標）

（q 値；保有水平耐力に係る指標といわれ、地震や風などの水平力に対して、当該建築物が耐えることができる強さをあらわした指標）

< 工事等の概略スケジュール（予定） >

- ・ 平成 29 年度 耐震改修実施設計等
- ・ 平成 30~32 年度 耐震改修工事、施設改修工事

○安全性の確保

耐震改修工事を実施し、耐震安全性を確保します。

- ・ 文化ホール及び体育ホールの耐震補強、文化ホール吊天井の耐震化

○バリアフリー化

障がい者の方の施設利用や高齢化社会に対応するため、バリアフリー化を実施します。

- ・ エレベーター設置
- ・ ロビーバリアフリー化
- ・ 客席椅子改修工事 等

○文化ホールのリニューアル・機能強化

利用者の方が利用しやすく、快適なホールに改修します。

- ・ 客席椅子更新（カーペット更新を含む）客席椅子を更新し中央通路、車椅子スペースを新設
- ・ トイレ改修（洋式化含む）
- ・ 玄関ドア改修
- ・ 文化ホールドア改修
- ・ 体育ホール床面一部補修
- ・ 屋根防水
- ・ エレベーター設置
- ・ ロビーバリアフリー化

3 今後のスケジュールについて（予定）

耐震改修工事や施設改修工事を実施する時には、施設の一部休館の期間があります。

（現段階でのスケジュールの予定）

平成 29 年度 耐震工事等実施設計等

- ・ 休館なし

平成 30 年度 ・文化ホール耐震改修工事＋吊天井耐震化工事 ・エレベーター設置工事

- ・ 文化ホール側 平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月まで休館（予定）

（会議室や和室、調理室などを含む）

平成 31 年度 ・体育ホール耐震改修工事 ・ロビーバリアフリー工事 ・客席椅子更新工事

- ・ トイレ改修・洋式化工事 ・文化ホールドア改修工事

- ・ 体育ホール側 平成 31 年 4 月～平成 32 年 2 月まで休館（予定）

- ・ 文化ホール側 平成 31 年 12 月～平成 32 年 2 月まで休館（予定）

（会議室や和室、調理室などを含む）

平成 32 年度 ・玄関ドア改修工事 ・屋根防水工事 ・体育ホール床面一部補修工事

- ・ 体育ホール側 平成 32 年 7 月～平成 33 年 2 月まで休館（予定）

利用者の皆様には大変ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

問合せ先

山陽小野田市民館 TEL 83-5700

学校給食センター供用開始後の青果の納入について

1. 青果納入の現状

現在、学校給食で使用する青果については、各調理校が直接小野田青果販売(株)に注文し、小野田青果販売(株)が山陽小野田市地方卸売市場の卸売業者である小野田中央青果(株)と相対取引をして、食材を買い揃えています。そして、山陽小野田市地方卸売市場の買受人である市内の 9 業者に各調理校への配送を依頼し、これらの業者が食材を検品・計数して配送しています。各調理校への納入・代金請求は、小野田青果販売(株)の名前で行われています。

2. 学校給食センター供用開始後の青果の納入

学校給食センターの供用開始後、青果の納入については、平成 27 年 1 月 27 日開催の総務文教常任委員会で御報告いたしましたとおり、当時配送に携わっていた 10 業者中 9 業者から「センター化後も配送に関わりたい」との返事をいただき、「小野田青果販売(株)とその 9 業者とで、ともに納入できる体制を作っていたら」とことを了解していただきました。

3. 青果の納入に係る平成 28 年度以降の取組状況と課題

平成 29 年 3 月 7 日、小野田青果販売(株)と配送業者との 1 回目の協議会が行われ、小野田青果販売(株)、配送業者は 9 業者中 7 業者、市は学校教育課 3 人と農林水産課 2 人の職員が出席しました。

会議では、学校教育課担当から、学校給食センター建物の概要や納入場所の構造、一日の食材使用量の目安、青果の納入時間等を説明し、「皆さんに異議がなければ、青果はこれまでどおり小野田青果販売(株)に注文する予定である」と伝えました。その他、学校給食費会計の公会計化に向けた国と市の動向について情報提供を行い、最後に、学校給食センター供用開始後の青果の納入方法について、皆さんで話し合っていたくようお願いしました。

学校給食センターの供用開始時は給食費を私会計で運営する予定であり、現在の納入方法を取り得るが、平成 30 年度に文科省が作成予定のガイドラインに基づき、その後、公会計に移行した場合は、地方自治法の財務規定に基づいた経理を求められることとなります。このため、供用開始するまでに私会計における納入方法を決定し、その後、公会計に移行するまでに関係法令等に基づく納入方法を決定する予定です。